

徳島県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(概要)

1 指針の基本理念

建設資材の開発,製造から建築物等の設計,建設資材の選択,分別解体等を含む建設工事の施工,建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において,廃棄物の排出の抑制,建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った,環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

2 建設リサイクルの基本的考え方

「循環型社会形成推進基本法」における基本的な考え方を原則とし,まず,建設資材廃棄物の発生抑制,次に,建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については,再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い,それが技術的な困難性,環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には,燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて,熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。最後に,これらの措置が行われないものについては,最終処分するものとする。

3 再資源化等の目標

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

これらの目標は,再資源化等の目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行う。

4 対象建設工事の規模に関する基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	延床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	請負代金 1 億円 以上
その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	請負代金 500 万円 以上

5 特定建設資材廃棄物の再資源化に係る距離の基準

対象建設工事において発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊,建設発生木材,アスファルト・コンクリート塊)については,分別解体及び再資源化を実施する義務がある。

ただし,建設発生木材については,工事現場から再資源化施設までの距離が50 kmを越える場合等については,縮減(焼却)を行ってもよいこととする。

6 再資源化等促進方策と関係者の役割

別紙のとおり

7 分別解体等・再資源化等の知識の普及啓発

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから,その知識をこれらの者に対して普及させるため,必要に応じて講習の実施,資料の提供等の措置が講じられなければならない。